

令和2年1月30日

「金融支援を含めた支援のあり方に関する分科会」の設置について (案)

1. 趣旨

昨年より「日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会」(以下「本検討会」という。)を開催し議論を重ねてきたところであるが、本検討会において、旅館が抱える債務をいかに処理するか、市場の新陳代謝をいかに促進させるか、等についても意見が出されたところ。

また、内閣官房長官を議長とする「観光戦略実行推進会議」においても、宿泊施設への投資の停滞により、施設が老朽化し、サービス改善もなされず、客単価が低い水準にとどまるという「負のスパイラル」の状況から抜け出せていない、との指摘もなされているところ。

これらの課題を解消するための金融支援を含めた支援のあり方について、より検討を加える必要があるが、検討に当たっては金融面を含めた専門的な知識や経験も必要とされることから、本検討会の下に「金融支援を含めた支援のあり方に関する分科会」(以下「金融支援分科会」という。)を設置し、別途、専門的な観点から検討を行うこととし、こうした分科会での検討結果を踏まえ、本検討会においても検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 分科会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 分科会の座長は、互選により決定する。

3. 検討事項

- ・ 旅館の新陳代謝や生産性向上の促進に当たり、支援策の整理・把握を行うとともに、金融面等でのボトルネックの洗い出し及びその解消のための方策
- ・ 旅館におけるインバウンド対応の促進に当たり、支援策の整理・把握を行うとともに、金融面等でのボトルネックの洗い出し及びその解消のための方策

4. 庶務

分科会の庶務は、観光庁において処理する。

5. 今後の検討スケジュール

分科会を複数回開催し、本年4～5月を目途に検討結果をとりまとめ。本年5月開催予定の本検討会において、分科会における検討結果を報告。

6. その他

- ・ 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項はそれぞれ座長が定める。
- ・ 資料及び議事録については、原則として公開とする。